

## 捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
R4	胆振	室蘭市絵鞆半島地域

## 【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
室蘭市絵鞆半島地域（室蘭市絵鞆町ほか）	室蘭市	カ 3 7 3、カ 3 7 4、カ 4 7 1、カ 4 7 2、キ 3 0 3、キ 4 0 1

## 【捕獲事業の目標】

絵鞆半島地域は、海岸線沿いに大型の貨物船が停泊する港湾施設が所在し、平坦な土地には住宅地が広がり、急峻な山林には地球岬鳥獣保護区や測量山鳥獣保護区が所在しており、人口密集地と恵まれた自然環境が近接している。

近年、地球岬鳥獣保護区及び測量山鳥獣保護区から近隣の市街地や港湾施設へのエゾシカの出没が確認されており、生活環境被害や交通事故等の発生が懸念される。

近隣の地域は道内でも降雪量の少ない地域であり、山林には人の立ち入りが制限されている地域が多く、エゾシカの良い生息環境となっていることが考えられる。

また、絵鞆半島地域は特定猟具使用禁止区域（銃）に指定され銃猟ができない区域であり、かつ、住宅地と山林が近接しているため、狩猟者にはわなによる捕獲等も避けられている地域である。

道が実施した自動撮影カメラによる生息状況調査では、オスジカとメスジカが複数確認されており、当該地域で生まれたとみられる幼獣も確認できている。ここから、当該地域における将来的なエゾシカの生息頭数の増大が見込まれることから、捕獲方法の検討が急務である。

捕獲が実施できる区域に制限があることから、令和 4 年度事業では、捕獲手法を「わな」のうち「くくりわな」に限定し、住宅地近傍における安全な捕獲手法を検討する。

捕獲に当たっては餌による誘因やくくりわなの設置方法を工夫し、より効率的な捕獲が実施できるようにする。

【地区の概況】

条 件		状 況
生 息 状 況		近年、絵鞆半島へのエゾシカの侵入が確認されており、市街地や港湾施設等の人口密集地への出没が確認されている。
地 形		平坦な地域には住宅地が広がるが、その近傍に起伏の激しい山林が広がる。海洋に突出する形で半島が形成されており、海岸、住宅地及び山林が近接している。
餌 資 源 量		夏期は草本植物が豊富であるが、冬期は積雪が少ないものの草本植生は減少し、餌資源は少ない。 現時点では絵鞆半島地域の生息頭数は少なく、広葉樹の樹皮などを利用して生存できている。
周辺 環境	希少動植物	希少猛禽類が渡りの中継地とするほか、営巣も確認されている。
	人間活動	海岸沿いには港湾施設や工場等が、内陸部には住宅地があり、半島に沿って鉄道や高規格道路も整備されている。工場等の関係者が国道や鉄道を利用して通勤しているほか、港湾から各地に貨物を運搬するトラックなど、交通量が多い地域である。
そ の 他		住宅地と野生動物の生息地が近接しており、ひとたび出没すると市街地を駆け回るなど、生活環境被害が生じている。

【猟法・捕獲手法】

市街地に近接する地域での捕獲のため、わなの設置に当たっては住民等が設置場所を認識できるよう付近に看板等を設置して周知することとし、捕獲個体の止めさしに当たっては電気止めさし器等の銃器を使用しない方法で行う。

猟法（捕獲手法）	実施期間	場 所	目標頭数	考え方
わな (くくりわな)	2月～3月	室蘭市	10	事前調査結果を踏まえ、地球岬鳥獣保護区、測量山鳥獣保護区及びその近隣にわなを設置する。

【実施体制】

捕獲事業は認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。

事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
くくりわな	事前調査の結果から、絵鞆半島地域に計 3 カ所程度捕獲地点を設定し、くくりわな各 10 基程度(計 30 基)を令和 5 年 2 月 27 日～令和 5 年 3 月 28 日の間で 20 日間以上設置する。 なお、わな設置場所は、天候の変化やエゾシカの行動に合わせて、事業対象地域内において、より捕獲される場所に適宜移動することとする。 時期は冬期(2月～3月)とする。

別記第 4 号様式

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概 要	申請先	備 考
捕獲規制	鳥獣の保護及び狩猟の適正化並びに管理に関する法律第 14 条の 2 第 9 項	従事者証交付	北海道知事	捕獲除外区域から地球岬鳥獣保護区、測量山鳥獣保護区及び室蘭特定猟具使用禁止区域を除外
都市公園の占用の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法第 6 条</li> <li>・室蘭市都市公園条例第 5 条</li> <li>・室蘭市都市公園条例施行規則第 2 条</li> </ul>	公園使用申請	室蘭市長	わな設置地点に応じて申請を行う

【有効活用】

可能な限り有効活用することとするが、当該地域に食肉処理施設等の有効活用施設がないため、捕獲個体については、一般廃棄物処理とする想定。

受託者が有効活用できる場合は、可能な限り有効活用する。

区 分	対 象	主な搬出先	住 所
一般廃棄物	捕獲個体	西いぶり広域連合最終処分場	室蘭市神代町 126 番地 1

【特定外来生物等の捕獲があった場合の対応】

くくりわなの架設は、捕獲対象の鳥獣以外が捕獲される場合もあることから、エゾシカ以外の捕獲があった場合は、速やかに放獣する。

なお、当該地域では特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、あらかじめ北海道知事（窓口：胆振総合振興局環境生活課）からアライグマの捕獲許可を得て、アライグマの捕獲があった場合には適切に処分する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図（室蘭市絵鞆半島地域）



絵鞆半島地域

